

## 堺市上下水道局契約規程

(趣旨)

第1条 上下水道局において締結する売買、貸借、請負その他の契約については、法令その他別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(運用の基準)

第2条 この規程の運用に当たっては、信義誠実の原則に従うとともに、契約事務が公正に処理されるよう努めなければならない。

(準用規定)

第3条 堺市契約規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）の規定（第5条、第9条及び第28条第2項を除く。）は、上下水道局が契約を締結する場合について準用する。この場合において、規則の規定中「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、「普通財産」とあるのは「普通財産及び上下水道局が所管する動産」と、規則第10条中「有資格者」とあるのは「入札参加資格を有すると上下水道事業管理者が認めた者」と、規則第11条の2中「施行令第167条の2第1項第1号の規定により規則」とあるのは「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「企業令」という。）第21条の13第1項第1号の規定により管理規程」と、規則第12条の2第1項中「施行令第167条の2第1項第3号又は第4号」とあるのは「企業令第21条の13第1項第3号又は第4号」と、規則第13条中「第8条及び第9条」とあるのは「第8条」と、規則第14条の2第3号中「第5条第3項」とあるのは「堺市契約規則第5条第3項」と、規則第21条第2号中「公有財産」とあるのは「公有財産及び上下水道局が所管する動産」と、規則第23条の2第1項中「請負、買入れ及び賃借の入札」とあるのは「入札」と、規則第28条第1項第1号中「施行令第162条に規定する概算払、施行令第163条に規定する前金払」とあるのは「企業令第21条の6に規定する概算払、企業令第21条の7に規定する前金払」と、規則第36条第4項第2号中「堺市公共工事の前金払に関する規則（平成5年規則第20号）」とあるのは「堺市上下水道局公共工事の前金払に関する規程（平成12年水道局管理規程第2号）」と読み替えるものとする。

2 規則第28条第1項の規定にかかわらず、特に上下水道事業管理者において契約書及び請書を作成する必要がないと認めるときは、見積書その他の書類をもってこれらに代えることができる。

(入札参加資格審査申請等)

第4条 請負、買入れ及び賃借の入札に参加しようとする者は、規則第5条第1項の規定により、入札参加資格審査の申請をしなければならない。

2 前項の申請があったときの手続等は、規則第5条第2項から第4項までの規定によるものとする。

3 第1項の申請に係る審査の結果、入札参加資格を有すると市長が認めた者は、上下水道事業管理者が認めた者とみなす。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規程は、昭和50年6月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規程の施行日前にこの規程による改正前の堺市水道局会計規程（以下「旧規程」という。）第7章の規定により行つた手続その他の行為は、この規程により行つたものとみなす。

4 この規程の施行日前に旧規程第7章の規定により締結された契約については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

6 この規程の施行の際現に堺市契約規則(昭和50年規則第27号)の規定により締結されている下水道事業に係る契約は、第15条の規定による改正後の堺市上下水道局契約規程の規定によりなされた契約とみなす。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成16年11月10日以後に締結する契約から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の第3条により準用する堺市契約規則第45条の規定は、平成20年4月1日以後に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で同日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の第3条の規定は、この規程の施行の日以後に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で同日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

(適用区分)

3 この規程による改正後の第3条の規定は、この規程の施行日以後に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で施行日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。